



全国町村会 総合賠償補償 保険制度のあらまし

平成28年版

平成 28 年度改定について

個人情報漏えい保険の一律付帯

これまで任意加入としていた「個人情報漏えい保険」について、マイナンバー法の施行及び町村等での加入率が 95% 超となっているため、1億円・2億円の2プランとし、一律付帯とします。

現状	改定後
5000万円型	1億円型
1億円型	2億円型

→ 一律付帯化

保健・福祉事業における医療等業務の保険対象化

これまで対象外となっている医療業務について、医療業務の一部（町村等が実施している保健福祉事業の医療等業務遂行上の賠償責任）を保険対象とします。（本制度では「健診賠償」といいます。）

町村等で実施する保健・福祉事業の医療等業務における医療事故（診断事故）や指導・介助ミス等により、町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

委託医師会の医師・歯科医師、その他医療業務従事者、委託団体や委託者等の実施行為の診療事故によって法律上の損害賠償責任が発生し、その損害を町村等が請求された場合も対象となります。

対象となる事故例

- ・健康診断で採血の際、過失により神経を損傷した
- ・学校健診において脊柱わん曲症を見落とした
- ・乳幼児健診において股関節脱臼を見落とした
- ・がん検診をした際、体位を変える時に誤ってケガをさせた
- ・がん検診において、がんを見落とした



保険制度の趣旨

総合賠償補償保険制度は、町村等が所有、使用、管理する施設の瑕疵および町村等の業務遂行上の過失に起因する事故について、町村等が法律上の損害賠償責任を負う場合の損害に対して総合的に保険金を支払う保険制度で、全国町村会が損害保険会社と、加入町村等を被保険者とする団体保険契約を締結して実施するものです。

保険制度の内容



賠償責任 保険

事故により町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。



予防接種 保険

予防接種により身体障害を与えた場合に、町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。



個人情報漏えい 保険

個人情報の漏えいにより、町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害や対応費用に対して保険金を支払います。



公金総合 保険

町村等が取り扱う公金が火災や盗難等により損害を受けた場合に、保険金を支払います。



補償 保険

主催・共催する行事等において傷害が発生した場合に、被災者に支払う補償費用に対して保険金を支払います。

賠償責任保険

町村等が次の事故により、「住民等第三者の生命もしくは身体を害し、または財物を滅失・き損もしくは汚損した場合」において、町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

- 1 町村等が所有、使用または管理する自治体施設の瑕疵に起因する偶然な事故
- 2 町村等の業務遂行に起因する偶然な事故
- 3 町村等が自治体施設において生産、販売または提供する飲食物およびその他の製品に起因する偶然な事故
- 4 町村等が、住民等から受託する財物に起因する偶然な事故

また、次の行為により町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

- 1 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損
- 2 口頭、文書等の表示行為による名誉き損またはプライバシー侵害 など

保険の対象とする施設（自治体施設）

町村等施設	施設	内容
1. 事務所・建物	本庁舎、支所、出張所等の庁舎	
2. 学校教育施設	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園等の学校および児童福祉法に基づく保育所	
3. 福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設、保護施設、知的障害者援護施設、身体障害者更生援護施設、母子福祉施設、隣保館、保健センター、特別養護老人ホーム等	
4. 保養施設	国民宿舎等	
5. 文化施設	公会堂、公民館、図書館、博物館等	
6. スポーツ施設	体育館、陸上競技場、野球場、プール、スキー場、スケート場、ゲートボール場、格技場、弓道場等	
7. 産業施設	農林水産物加工施設、育苗施設、集出荷施設等	
8. 生活環境施設	上水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設等	
9. 道路	道路、自動車道、一般自動車道、農道、林道、里道、赤道、牧道およびその他の道路	
10. 公園	児童公園等	
11. 港湾・漁港	港湾施設および漁港施設	
12. 住宅施設	公営住宅、官舎等	
13. その他の施設	その他の建造物および工作物	
対象とならない施設	医療施設	病院、診療所等の医療施設 療養型病床群等介護保険事業の医療施設 ただし、健診等の保健事業にかかる業務遂行に起因する場合を除く

賠償責任保険

保険の対象とする業務（自治体業務）

町村等業務	業務
1. 町村等施設の保守・管理業務	
2. 自然公物の管理業務 (ただし、判決・和解などにより明らかに賠償責任がありと判断される場合にかぎり)	
3. 学校教育業務	
4. 社会福祉業務	
5. 社会教育業務	
6. 社会体育業務	
7. 工事発注・施工等の業務	
8. 予防接種業務	
9. その他町村等の行う業務 (政策、事業または事務の企画、立案または策定を除く)	
対象としない業務	業務
1. 許可、認可、命令その他の行政処分	
2. 医療業務（健診等の保健・福祉事業にかかる業務を除く）	
3. 消防、救急、治安または災害救助の業務	
4. 治山治水業務、農地開発業務、耕地整理業務、公有水面埋立業務、都市計画業務、土地区画整理業務等の土地の改良事業、保全開発業務またはそれらの企画、立案、策定に関する業務	
5. 強制執行または即時強制	

保険の対象とする生産物（自治体生産物）

保険の対象とする施設において生産、販売または提供する飲食物およびその他の製品。
ただし、輸出生産物、医薬品・医療機材は除きます。
また、効能不発揮による賠償責任および自治体生産物自体に生じた損害の賠償責任は対象外です。



保険の対象とする受託物（自治体受託物）

保険の対象とする施設において、住民等から預り管理する受託物の損壊による、受託主に対する賠償責任を対象とします。現金・有価証券・美術品・骨董品・自動車等は対象外です。

指定管理者制度の取扱い

公の施設の管理を地方自治法第244条の2第3項および第4項に基づき指定管理者に行かせた場合において、町村等に賠償責任が発生する場合には、町村等の責任部分は本保険の対象となります。また、指定管理者が負うべき賠償責任についても、平成23年6月1日より、指定管理者そのものを被保険者とみなし、町村等が責任と同様に本保険で対象となりますが、施設内でその指定管理者が独自の事業を運営する場合は、その運営上もたらされる賠償責任は、その指定管理者が負うものとし、本保険の対象外となります。

予防接種保険

町村等が実施する予防接種業務について、次の3つの保険で対象となります。

A 保険

予防接種賠償責任保険

予防接種を行う上での（または過去に行った予防接種につき）過失により、当該予防接種を受けた者の身体もしくは生命を害した場合、町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

B 保険

法定救済措置費用保険

予防接種法に基づく予防接種に起因して、被接種者が身体障害を被った場合、町村等が予防接種法に従い支出する費用に対して保険金を支払います。

C 保険

行政措置災害補償保険

町村等が実施主体となって行う予防接種（行政措置接種）を受けた者が、当該予防接種に起因して身体障害を被った場合、町村等が「予防接種災害補償規程」に基づき負担する補償費用に対して保険金を支払います。

行政措置接種と判断されるためには、以下の①～③の要件を満たすことが必要です。

- ① **被接種者の特定と周知の徹底**
被接種者の特定とは、対象者を特定することです。例えば、被接種者の年齢や性別を限定することが挙げられます。周知方法としては、広報紙やホームページを活用した周知方法で構いません。
- ② **委託医師・医療機関の特定と確保**
実際に予防接種を行う医師を町村等が事前に認識し、依頼をしていることが大切です。必ずしも契約書という形である必要はなく、委託や依頼状などでも問題はありませぬ。
なお、医師会を介して医師に委託をする場合を含みます。
- ③ **要綱等の作成と関係各方面への周知**
町村等が実施主体となって行う予防接種である旨が記載された文書の作成が必要となります。また、必要に応じて、関係各方面への周知等の実施をする必要があります。
なお、広報紙やホームページを活用した周知方法でも構いません。

※住民が任意に受ける接種に対して、事後的に接種費用の助成のみ実施する場合などは、行政措置接種に該当しません。



A保険とB保険C保険との関係

法定の救済措置または、町村等が制定する「予防接種災害補償規程」による給付と、被保険者が法律上負担する賠償責任に対して保険金を支払う損害賠償保険金（A保険）は併給されます。つまり、B保険、C保険で給付される補償保険金は損害賠償保険金（A保険）の一部とせず併給することになります。



個人情報漏えい保険（賠償責任保険）

被害者への損害賠償による損害

町村等が行う業務の遂行に関して、日本国内において個人情報を漏えいしたことまたはそのおそれがあることに起因して、損害賠償請求がなされたことにより、町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

（注）個人情報漏えい保険で対象とする「町村等が行う業務」は、賠償責任保険で対象とする業務と同じです。

漏えい発生時の対応費用（プロテクト費用）による損害

町村等が行う業務の遂行に関して、日本国内において個人情報を漏えいしたことまたはそのおそれがあることに起因して、町村等が実施する下記の措置に要する費用（プロテクト費用）に対して保険金を支払います。

- ① 謝罪のための会見、発表、広告等費用
 - ② 事故原因の調査費用
 - ③ 謝罪文の作成、送付等の通信費用
 - ④ 交通費、出張費および宿泊費等
 - ⑤ 被害者に対する見舞品を購入した場合の費用（送付先一件あたり500円限度）
 - ⑥ コンサルティング費用
- （注）以下の措置により漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかとなった場合にかぎり、
1. 被保険者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告等
 2. 本人またはその家族への謝罪文の送付
 3. 他の行政庁または警察への届出



ただし、次の事由に起因する損害については保険金支払の対象外です。

- ① 町村等の故意による損害
- ② 戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
- ③ 地震、噴火、洪水、津波による損害
- ④ 町村等が、最初に当制度における個人情報漏えい保険に加入したときより前に事故が発生したことを町村等が知っていたとき など



公金総合保険（動産総合保険）

町村もしくは町村の委嘱を受けた者の管理下にある公金（通貨、小切手、収入証紙、定額小為替、約束手形をいいます。）が輸送中、保管中を問わず、次の事故により損害を受けた場合、保険金をお支払いします。

- ① 火災・爆発による損害
- ② 盗難・強盗・引ったくりによる損害
- ③ 台風・こう水・土砂崩れによる損害
- ④ 詐欺による損害

ただし、次の場合は対象となりませんのでご注意ください。

- ① 町村等の故意または重大な過失による損害
- ② 町村職員等の単独もしくは第三者と共謀して行った窃盗、強盗、その他これらに類似の行為（横領など）による損害
- ③ 勘定誤り、出納の過誤による損害
- ④ 帳簿、帳票等により確認ができない損害 など





補償保険 (災害補償保険)

町村等が主催・共催する行事（活動）および社会奉仕活動（ボランティア活動）に参加する住民等第三者が死亡または身体障害（後遺障害を伴うものにかぎりません）もしくは入院・通院を伴う傷害を被った場合、町村等が制定する「総合災害補償規程」に基づいて、その被災者に支払う補償費用に対して保険金を支払います。

対象となる町村等業務

- 1 学校教育活動（学校管理下における児童・生徒については、死亡・後遺障害のみで、入院・通院給付はありません。）
- 2 町村等が主催する社会体育活動。社会文化活動および社会福祉活動
- 3 その他町村等が主催（共催を含みます。）し、住民が参加する行事
- 4 社会奉仕活動（ボランティア活動）
- 5 選挙の投票所内での投票者も補償対象となります。

(注) ②③および④の行事・活動への往復途上も対象です。ただし、住居を出発する前に参加者名が町村等の備える名簿に確定していること、および、行事開催日・場所が客観的資料により確定できる必要があります。

なお、保険約款上、故意・病気・自然災害・変乱暴動・公務災害などによる災害は対象になりませんのでご注意ください。



主催の定義

本保険制度で対象とする主催行事等とは、以下の少なくとも1つの要件を満たした行事であり、町村等または町村等の委託を受けた者の管理下にある行事となります。

- 1 その行事等の企画・立案（日時、場所、スケジュール、参加者の範囲等）またはこれへの参加
- 2 運営担当者または体育指導委員等の参加あるいは設置
- 3 その行事等のための運営費の支出

共催の定義

本保険制度における共催とは、共同主催とみなせることが必要となります。したがって、実態上主催者としての要件を備えている場合は、その町村等が共催している行事等であるといえます。

社会奉仕活動(ボランティア活動)の定義

住民個人が、町村等の事前の承認あるいは依頼を受けて、次の要件をすべて満たして行う住民のための業務・活動をいいます。

- 1 無報酬(注1)で行われる活動であること
- 2 労力の提供がなされること
- 3 団体(注2)あるいは町村等の管理下で行われるものであること



(注1) 無報酬とは労働の対価を得ていないという解釈で、昼食代・交通費・儀礼的な謝礼等は報酬に含まれません。
(注2) 団体とは、町内会、PTA、青年団、婦人会、子供会、NPO法人、その他ボランティア団体をいいます。必ずしも当該町村等の住民だけで構成される必要はありません。

契約類型別保険金額および保険料分担金率

(取扱上の注意事項)

- (1) 賠償責任保険と補償保険は、併せて保険金が支払われます。
- (2) 予防接種保険においては、「予防接種賠償責任保険 (A保険)」、「法定救済措置費用保険 (B保険)」および「行政措置災害補償保険 (C保険)」がセットとなっています。
- (3) 補償保険の入院・通院日数による保険金額は下表のとおりです。入院保険金と通院保険金の両方の支払いはできませんので、入院と通院を伴う傷害の場合は、どちらか一方を請求してください。

1. 契約類型別保険金額 (限度額)



賠償責任保険(身体賠償)

契約類型	保険金額	
	1名	1事故(※)
5,000万円型	5,000万円	5億円
1億円型	1億円	10億円
1.5億円型	1.5億円	15億円
2億円型	2億円	20億円
3億円型	3億円	30億円

賠償責任保険(財物賠償)

契約類型	保険金額
	1事故免責金額(自己負担額なし)
1,000万円型	1,000万円
2,000万円型	2,000万円
1億円型	1億円

健診賠償保険

保険金額	医療施設 ^(※) の事故
医療行為上の事故	
対人1事故 1億円	対人1名 1億円 対人1事故 2億円 対物1事故 1千万円
年間総額 3億円	
自己負担額 なし	自己負担額 1千円

(※) 土砂災害に起因する事故に関しては、1名あたり保険金額の3倍が限度となります。

(※) 保健・福祉事業の医療等業務を行う場合のみ対象となります。



予防接種保険 (賠償責任保険に付帯)

A保険 (賠償責任保険)

支払限度額	
1事故につき	保険期間中
10,000万円 免責金額なし (自己負担額)	30,000万円 免責金額なし (自己負担額)

B保険 (法定救済措置費用保険)

	保険金額	
	死亡保険金	障害保険金
A類疾病および臨時接種	1,077.5万円	1級 1,077.5万円 2級 717.5万円 3級 547.6万円
B類疾病	生計維持者の場合 537.3万円	1級 537.3万円
	生計維持者以外の場合 179.5万円	2級 358.2万円
新たな臨時接種	生計維持者の場合 837.5万円	1級 837.5万円
	生計維持者以外の場合 627.0万円	2級 557.8万円
		3級 425.5万円

C保険 (行政措置災害補償保険)

保険金額	
死亡補償保険金	障害補償保険金
4,310万円	1級 4,310万円 2級 2,869.8万円 3級 2,190.9万円

B保険とC保険の保険金額は平成27年8月1日時点のものです。



個人情報漏えい保険

賠償責任

契約型	年間支払限度額
1億円型	1億円
2億円型	2億円

対応費用(プロテクト費用)

1事故	年間支払限度額
1,000万円	3,000万円

※精神的苦痛に対する賠償は個人情報1件につき30万円限度。
※対応費用は縮小してん補割合90%。



補償保険 (医療補償保険を含みます)

契約類型	保険金額			
	死亡	後遺障害	入院	通院
I型	200万円	8万円~200万円	1万円~15万円	1万円~6万円
II型	500万円	20万円~500万円	1万円~15万円	1万円~6万円
III型	500万円	20万円~500万円	2万円~30万円	0.5万円~12万円

入院医療補償保険金の内訳

入院日数	I・II型	III型
1~5日	1万円	2万円
6~15日	3万円	6万円
16~30日	6万円	12万円
31~60日	9万円	18万円
61~90日	12万円	24万円
91日以上	15万円	30万円

通院医療補償保険金の内訳

通院日数	I・II型	III型
1~5日	—	0.5万円
6~15日	1万円	2万円
16~30日	3万円	6万円
31~60日	4.5万円	9万円
61日以上	6万円	12万円



公金総合保険

保険金額
一般会計歳入額の20%

2. 契約類型番号および保険料分担金率（1年間につき住民1人あたり）

以下の契約類型から1種類を選択して加入してください。

契約類型	身体賠償	財物賠償	健診賠償	予防接種	公金総合	補償保険	個人情報	対応費用	保険料分担金率
1	5,000万円	1,000万円	○	○	○	—	1億円型	○	48.4円
2	5,000万円	1,000万円	○	○	○	I型	1億円型	○	56.4円
3	1億円型	2,000万円	○	○	○	I型	1億円型	○	67.9円
4	1億円型	2,000万円	○	○	○	II型	1億円型	○	75.4円
5	1.5億円型	2,000万円	○	○	○	I型	1億円型	○	76.5円
6	1.5億円型	2,000万円	○	○	○	II型	1億円型	○	84.0円
7	2億円型	2,000万円	○	○	○	II型	2億円型	○	87.2円
8	2億円型	2,000万円	○	○	○	III型	2億円型	○	91.8円
9	2億円型	1億円型	○	○	○	III型	2億円型	○	93.1円
10	3億円型	1億円型	○	○	○	III型	2億円型	○	100.8円

近年、損害賠償事故の認定損害額は高額化しております。この機会に、高額賠償事故への備えとして十分な補償金額の契約類型へのご加入をご検討ください。

保険期間

契約は平成28年6月1日午前0時から平成29年5月31日午後12時までの1年間です。

なお、保険期間の途中で契約類型を変更する場合には、町村等が保険料分担金を都道府県町村会に送金した日の午後4時から平成29年5月31日午後12時までとなります。

加入手続

本保険に加入を希望する町村等は、前述の「契約類型」をご参照のうえ、契約類型を1つ選択してください。保険期間開始前に「加入依頼書」に所定事項を記入し、保険料分担金を添えて都道府県町村会あてに送付してください。

保険料分担金の算出

本保険に加入する町村等は、加入時点（6月1日更新加入の場合は4月1日現在）で把握される「住民基本台帳」に基づく人口統計による住民の数に保険料分担金率を乗じて算出してください。

（注）加入後、町村人口に増減があったとしてもその年度における保険料分担金の精算は行いません。

（注）都道府県町村会が保険料分担金を受領後、領収印を押印した加入依頼書の町村返送用が返送されます。これは保険料分担金領収書兼加入証の役割を果たしますので、大切に保管してください。

なお、予算措置等のやむを得ない事情により、後日契約類型を変更する場合には、再度「加入依頼書（様式第1号）」に所定事項を記入し、変更前後の保険料分担金率の差を未経過月数で月割した額に保険期間開始時の住民数を乗じた金額を記入のうえ、都道府県町村会へ提出するとともに、追加保険料を送金してください。

計算例

「契約類型8」に加入する場合、当該町の人口が10,866人であれば、払い込む1年間の保険料分担金は以下のとおりです。

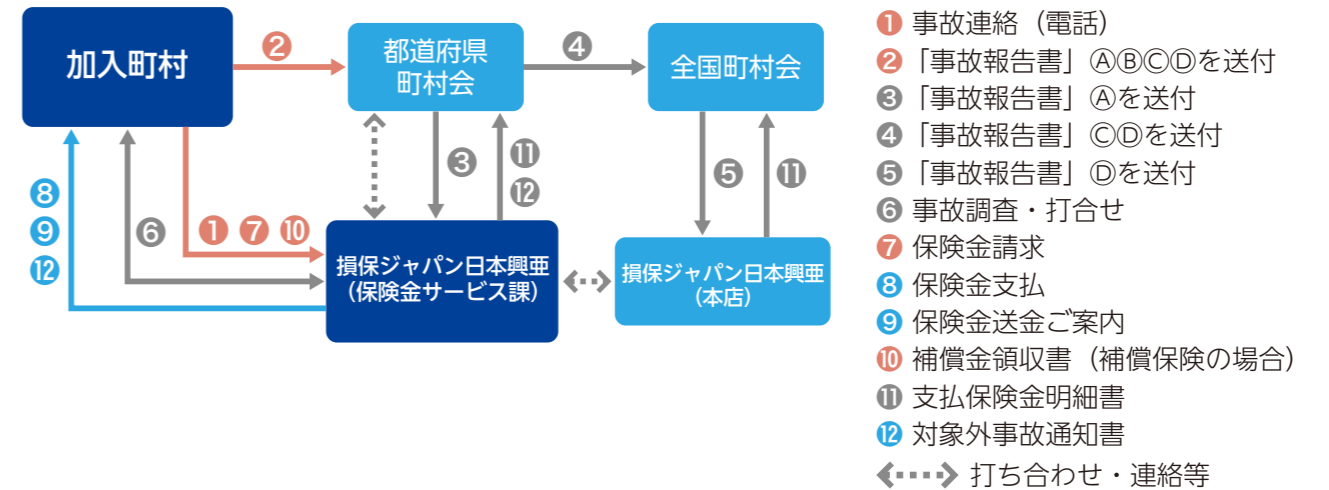
$$\begin{aligned} \text{「契約類型8」} &= 91.8\text{円} \\ 10,866\text{人} \times 91.8\text{円} &= 997,498.8 \div 997,499\text{円} \\ &\text{（円未満四捨五入）} \end{aligned}$$

計算例

「契約類型8」から「契約類型10」に変更する場合（10月3日付け）

$$\begin{aligned} &\cdot \text{未経過期間} = 10月3日から5月31日まで（8か月） \\ &\cdot \text{未経過期間に対応する保険料分担金} \\ &\quad \text{変更前：「契約類型8」} = 91.8\text{円} \\ &\quad \text{変更後：「契約類型10」} = 100.8\text{円} \\ &\quad (100.8\text{円} - 91.8\text{円}) \times 8/12 = 6\text{円} \\ &\quad \text{（10銭未満四捨五入）} \\ &10,866\text{人} \times 6\text{円} = 65,196\text{円} \\ &\quad \text{（住民数）（追加保険料）} \end{aligned}$$

事故が発生した場合〈事務対応手続の事務フロー〉



- 万一事故が発生した場合は、ただちにお近くの損保ジャパン日本興亜の保険金サービス課まで電話でご連絡ください。
- 被保険者（保険の補償を受けられる方）が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながら、被保険者自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。
※本保険では、保険会社が被保険者（保険の補償を受けられる方）に代わり示談交渉を行うことはできません。
- 示談交渉および個人情報漏えい対応費用の支払いは、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金・対応費用等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- 賠償保険金として支払いの対象となるものは次のとおりです。
 - ①被害者に対する損害賠償金（示談金または判決額）
 - ②損害防止軽減・緊急措置に要した費用（個人情報漏えい保険は対象外）
 - ③訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬（損保ジャパン日本興亜の事前の承認が必要です）、第三者に対する求償権の保全に要した費用、等

引受幹事保険会社・取扱代理店 連絡先

引受幹事保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公務開発部第三課
 〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3 TEL 03-3593-6456

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併して誕生した会社です。

取扱代理店 株式会社千里
 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内 TEL 03-5512-4750

このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、「全国町村会総合賠償補償保険制度の手引き」をご参照くださるか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にお問い合わせください。また、このあらましに記載の内容は平成27年8月時点のもので、規定・法令の改定などにより変更が生じる可能性がありますのでご了承ください。

事故発生時の対応

事故発生時の一般的な対応のポイント紹介



1

事故による損害の拡大を防ぎます。

損害を最小限にするため、できる限りの対応を行いましょ。具体的には、危険があることを周囲に知らせる、周囲の協力を得る、応急処置や救急車の手配、避難誘導、家族への連絡、警察への連絡、入場制限などの緊急対策が挙げられます。

2

上司に報告、関係部課へ速やかに連絡します。

事故が発生した場合は、ただちに上司や担当課に報告しましょ。事故に適切に対応し、解決を図るためには、問題を一人で抱え込むことなく、組織的に対応することが必要です。

3

事故情報の収集と事故対応の経過をできるかぎり記録しておきましょ。

被害者との示談等を進めるうえで、事実関係を正確に把握することが非常に大切です。加えて、事故の再発防止策を講じ、事故軽減につなげるうえで重要な資料となります。

4

事故対応責任者の設置等、庁内の役割分担を確認し、連携を図ります。

話した相手によって内容が異なると被害者に不信感を与えます。また、町村等が法律上業務を負う損害賠償の額は、議会の議決が必要となるものもあります。事故対応総括責任者、被害者対応・情報収集・広報の責任者等を明確化にし、関係部署と連携を図り信頼に結びつく対応をしましょ。

5

被害者に対しては誠意を尽くすことが大切です。

電話による連絡、自宅訪問、病院へのお見舞いまたは死亡事故の場合は葬儀への参列など、誠意をもって丁寧に対応することが必要です。具体的な対応については、個々人の判断に依らず、関係部門とも相談しましょ。

事故手続きの流れ（保険会社との連携のポイント）

事故が発生した場合は、事故と被害の因果関係、賠償責任の発生の有無、町村等と被害者との過失割合など、専門的な判断が必要となる場合が数多く出てきます。そのため、保険会社とできる限り、早期に相談をしていただくことで、事故の円満な解決につながります。



事故の円満な解決に向けての保険会社の対応

損保ジャパン日本興亜では、賠償事故の示談交渉にあたっては、専門的な判例の分析、統計の整理等を行っており、町村等の立場に立ち、数多くの事業に対応してきた豊富な知識と経験をもとに、事故の円満な解決に向け、適切な支援を行う体制となっております。

保険法施行に伴う先取特権

保険法施行に伴い、賠償責任保険の保険金請求権については、被害者が先取特権を有します。保険金の受取人を被害者とするか、被保険者（町村等や一部事務組合等）とするかについては、保険金請求書により指図します。

個人情報の取扱いに関するご注意

事故の際には、取得する被害者の個人情報に関する取扱いについては十分な注意と適切な対応が必要となります。事故解決にあたって、保険会社に被害者に関する個人情報を提供することについての被害者からの同意書の雛形は「手引」に示しておりますので、参考にしてください。

